

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和51年4月から53年9月まで
③ 昭和58年7月から59年3月まで
④ 昭和61年7月から63年6月まで

国民年金に加入した時期やきっかけは覚えていないが、自分で市役所に向き、手続をした。申立期間①及び②は、当時、身の回りのことなどを手伝ってくれていた方に毎月お金を渡しており、その方がその中から国民年金保険料も支払ってくれていたと思う。申立期間③及び④は、結婚していたので、元妻が市役所で保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間である上、申立期間①前後の国民年金保険料は現年度納付されていることなどから、あえて申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間③については、申立人は婚姻しており、申立人は、当時の国民年金保険料は、申立人の元妻が納付していたとしているところ、申立期間③のうち昭和59年1月から同年3月までについて、申立人の元妻の同期間の保険料は61年3月11日に過年度納付されており、オンライン記録及び市の記録により、59年4月から61年6月までの保険料について、申立人及び申立人の元妻の納付日が同じであることが確認できることから、当時、申立人及び申立人の元妻の納付行為は基本的に同一であったと考えられ、申立期間③のうち59年1月から同年3月までについては、申立人の元妻が自身の保険料を過年度納付した際に、申立人の保険料についても併せて納付したと考えて

も不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の代わりに保険料を納付していたとする者についても、所在が判明しないため、保険料の納付状況が不明である上、申立期間②直後の昭和53年10月から56年3月までについて、申請免除期間となっていることから、未納であった後に免除申請を行ったとする記録に不自然さは見受けられない。

また、申立期間③のうち昭和58年7月から同年12月までの期間及び申立期間④について、上述のとおり、婚姻後、申立人及び申立人の元妻の納付行為は基本的に同一であったと考えられるが、当該期間については申立人の元妻も未納となっている上、申立人の元妻が、自身の59年1月から同年3月までの保険料を61年3月11日に過年度納付した時点では、申立期間③のうち58年7月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②、申立期間③のうち昭和58年7月から同年12月までの期間及び申立期間④について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 1324

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年10月から同年12月までは34万円、5年1月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から10年10月1日まで
平成4年の入社時の給与が34万円であったのが、国の記録は、同年10月から26万円に下がっている。当時、ここまでの給与の減額は無かったので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された源泉徴収簿及び確定申告書により、申立人の申立期間のうち、平成4年10月から同年12月までの報酬月額は34万円相当、5年1月から同年9月までの報酬月額は32万円相当であること、及び4年10月から5年9月までに事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料の控除額は、標準報酬月額34万円に相当する金額であることが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年10月から同年12月までは34万円、5年1月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散しており、当時の役員についても連絡先が不明であり、関連資料や供述を得ることはできず、そのほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から10年9月までの標準報酬月額については、申立人から提出された源泉徴収簿及び確定申告書において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年1月1日に訂正し、申立期間⑤の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から同年12月1日まで
② 昭和34年7月20日から同年9月1日まで
③ 昭和41年7月1日から同年11月1日まで
④ 昭和42年4月18日から同年8月1日まで
⑤ 昭和42年11月1日から43年1月1日まで

申立期間①及び②について、中学校を卒業し、昭和32年4月1日にA社に入社し、38年7月25日まで継続して勤務したにもかかわらず、年金記録では同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が32年12月1日と記録されており、また、34年7月20日から同年9月1日までの期間の加入記録が無い。

申立期間③及び④について、B社（現在は、C社）には昭和41年7月1日に入社し、42年7月31日まで勤務したにもかかわらず、年金記録では同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が41年11月1日、喪失日が42年4月18日と記録されている。

申立期間⑤について、B社を退職してすぐにA社に再就職した。同社は途中でD社に名称が変わったが、事業は継続しており、業務内容にも変わりはないにもかかわらず、昭和42年11月1日から43年1月1日までの加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤について、社会保険事務所（当時）の記録では、A社が昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、D社が43年1月1日に適用事業所となっていることが確認できるが、申立人及び複数の同僚は、A社からD社に名称変更したものの、事業は継続しており、勤務地や業務内容に変更はなかったと供述している。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は確認できないが、昭和42年7月15日資格取得、43年1月25日離職、同年1月26日資格取得、同年8月17日離職となっており、申立人は申立期間⑤に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、D社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同様に昭和43年1月1日に資格取得している10人（申立人を含む。）は、すべてA社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる上、連絡先が判明した複数の同僚に照会したところ、いずれも「両事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、A社に係る昭和42年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、A社は申立期間⑤において適用事業所としての記録が無いが、同社の事業は継続しており、複数の同僚の供述からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間⑤において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び②について、A社における同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかつた上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人と同期入社で、厚生年金保険の資格取得日も申立人と同じ昭和32年12月1日である同僚は「入社したのは昭和32年4月であるが、厚生年金保険の資格取得日は同年12月となっており、会社がそのように届けたと思っていた。」と供述している。

また、A社は昭和42年11月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、登記簿謄本に記載されている当時の役員の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及

び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③及び④について、オンライン記録からB社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の被保険者資格取得状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、申立人の申立期間③及び④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、C社に照会したところ、「当時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和41年11月1日、喪失日は42年4月18日と記録されており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間当時、A社に勤務しており、昭和35年8月1日付けで同事業所から標準報酬月額を2万2,000円に改定する社会保険標準報酬改定通知書を受け取った。また、給与明細書からも昭和35年9月分の給与から高額な厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間が低額の標準報酬月額となっているため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（2万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成2年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年5月1日まで

私は平成2年4月にA社に転職した。事業所からの給与台帳にて給与より厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された給与台帳から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業登記簿謄本及び同僚の供述により、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 943

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月、同年5月及び56年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月及び同年5月
② 昭和56年4月から61年3月まで

結婚するまで母親が国民年金保険料を支払ってくれていたため、結婚後も継続して保険料を納付してきた。申立期間①は、結婚後、A市に転居した時期であるが、市役所などで保険料を納めていたと思う。申立期間②は、当時、夫の転勤のため引っ越しが多かったが、その都度、各市において、郵便局や金融機関などで何期かに分けて納めていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年1月にA市において払い出されているが、オンライン記録、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び同市の国民年金被保険者名簿いずれも、52年5月10日に国民年金被保険者資格を喪失後、53年6月7日に任意加入により被保険者資格を再取得するまで国民年金に加入していた形跡は見当たらず、未加入期間となっている上、申立人は当該期間に係る被保険者資格取得手続について記憶に無いとしており、資格取得手続の状況が不明であるほか、当時、申立人は婚姻しており、その夫は厚生年金保険に加入していることから国民年金の任意加入対象期間となり、同年6月に資格取得手続を行った時点から遡及^{そきゅう}して国民年金に加入することはできない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳においても、昭和52年5月10日に国民年金被保険者資格を喪失後、53年6月7日に任意加入により被保険者資格を再取得した旨記載されており、オンライン記録等と一致している。

2 申立期間②について、申立人は、昭和56年4月に国民年金被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いとしているが、申立人が所持する年金手帳を

みると、国民年金の被保険者でなくなった日として、当時申立人が居住していたB市の押印とともに「昭和56年4月12日」と記載されていることから、申立人が、当時同市において資格喪失手続を行ったと考えるのが自然である上、申立人は、60年4月のC市への転入時、国民年金に係る住所変更手続の際に、年金手帳を提出したともしているが、当該年金手帳には、56年4月12日資格喪失後、61年4月1日に第3号被保険者として資格取得した旨記載されており、申立期間②について国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、申立期間②は約5年と長期に及んでいる上、申立人は、申立期間②において3市に居住しており、長期にわたり、かつ、複数の市において、行政側の事務処理に過誤が生じたとは考え難い。

- 3 このほか、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 944

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から54年2月まで

申立期間は出産や子育てをしていた時期であるが、毎月、市の出張所に国民年金保険料の納付に行っていた。申立期間に係る国民年金の加入手続をした時に、それまでの年金手帳を窓口へ渡し、現在所持している年金手帳を受け取った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人に聴取しても、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付方法等についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和42年ごろに払い出されたとみられるが、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、42年12月23日に国民年金の被保険者資格を喪失後、54年3月6日に任意加入により被保険者資格を再取得しており、申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金加入手続を行った際に受け取ったとする年金手帳においても、昭和42年12月23日に国民年金被保険者資格を喪失後、54年3月6日に任意加入により被保険者資格を再取得した旨記載されており、オンライン記録等と一致している上、ほかに申立期間について国民年金に加入していた形跡も見当たらないことから、申立人は、同年3月に国民年金の再加入手続を行ったと考えるのが自然であるほか、申立期間について、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、国民年金の

任意加入対象期間となり、同年3月に再加入手続を行った時点から遡^{そきゅう}及して国民年金に加入することはできない。

加えて、申立期間は約10年と長期に及んでおり、これほど長期にわたり事務処理に過誤が生じたとは考え難い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月及び同年4月

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、母親がしてくれていた。この時期、転職が多かったが、私が厚生年金保険に加入している期間も、何か月間かは国民年金保険料を納付してくれるような母親であったので、申立期間が納付されていないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人には、昭和48年1月と53年2月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、それぞれの記号番号に係る、申立期間当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿の記録から、申立人の48年1月から49年6月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料は48年1月に払い出された記号番号により納付されていること、52年7月以降の保険料は53年2月に払い出された記号番号により納付されていること、並びに48年1月に払い出された記号番号は53年2月に払い出された記号番号に統合されたことが確認できる。

さらに、昭和48年1月に払い出された国民年金手帳記号番号について、当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿をみると、申立人が51年1月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できるが、それ以降、国民年金被保険者資格を再取得した

形跡は見当たらない上、53年2月に払い出された記号番号についても、48年1月に払い出された記号番号が当該記号番号に統合されるまでは、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は52年7月11日であったことが、当該記号番号に係る被保険者名簿から確認できることから、申立人は53年2月に国民年金加入手続を行い、その際、52年7月11日まで遡^{そきゅう}及して被保険者資格を取得したものと考えられ、いずれの記号番号においても申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1328

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 8 日から 2 年 8 月 1 日まで
② 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 8 月 1 日まで
③ 平成 4 年 4 月 14 日から同年 10 月 20 日まで
④ 平成 6 年 1 月 18 日から 7 年 1 月 16 日まで
⑤ 平成 8 年 9 月 2 日から 9 年 9 月 2 日まで
⑥ 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 8 日まで
⑦ 平成 11 年 7 月 15 日から同年 11 月 30 日まで
⑧ 平成 11 年 11 月 30 日から 12 年 1 月 15 日まで

申立期間について、実際支給されていた給与の報酬月額と標準報酬月額が相違しているため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のA社（現在は、B社）について、申立人は、当時、支給されていた報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立期間①にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間①に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不

自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、B社から提出された申立人の申立期間①に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間②のC社について、申立人が保管している当時の預金通帳から、申立人が主張するとおり、給与の手取り額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、C社に照会したところ、「申立人は有期社員であるため、昇給は無く、固定給でもなかった。有期社員の標準報酬月額は16万円で計算している。」と回答があった。

また、申立期間②にC社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間②に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、C社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」、D企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員資格取得届」及び「厚生年金基金加入員資格喪失届」に記載されている標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間③及び④のE社について、申立人が保管している給与明細書から、支給年月は不鮮明であるものの、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、上記の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立期間③及び④にE社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、当該期間に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、E社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、F企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員資格取得届」に記載がある標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間⑤のG社について、申立人が保管している平成9年7月の給与明細書から、申立人が主張するとおり、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、上記明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認でき

る。

また、申立期間⑤にG社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間⑤に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、H企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員資格喪失届」に記載がある標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間⑥のI社について、申立人が保管している平成10年2月の給与明細書から、申立人が主張するとおり、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、上記明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間⑥にI社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間⑥に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、J厚生年金基金から提出された「健康保険厚生年金基金被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」、「健康保険厚生年金基金被保険者資格喪失確認通知書」及び「厚生年金基金加入員台帳」に記載がある標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間⑦のK社について、申立人は、当時、支給されていた報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間⑦に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、申立期間⑦にK社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間⑦に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、L企業年金基金から提出された「健康保険厚生年金基金被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格取得届」に記載されている標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

申立期間⑧のM社について、申立人が保管している平成11年11月の給与明細書から、申立人が主張するとおり、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかし、上記明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準

報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間⑧にM社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚について、申立期間⑧に係る標準報酬月額を調査したところ、いずれも不自然な点は見られない上、申立人の標準報酬月額のみ低額であるという事情は見当たらない。

さらに、N企業年金基金から提出された「厚生年金基金加入員・健康保険被保険者資格喪失届」に記載がある標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1329

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月から 30 年 7 月 15 日まで
② 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 5 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 22 日から 34 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

申立期間①のA社と申立期間②及び③のB社（現在は、C社）では、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間④のD社には5か月勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に在籍していた同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所に在籍していたことは推認できる。

しかし、昭和 29 年 1 月に資格取得した同僚に照会したところ、「私も申立人と同様に住み込みで勤務していた。申立人は、年月日は不明であるが、私よりずっと後に入社した。」旨の回答があった。

また、閉鎖登記簿謄本による調査でもA社の当時の役員の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②及び③については、オンライン記録によると、B社は昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、31 年 6 月 1 日から同年 12 月 31 日までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、「申立人は在籍してい

たが、厚生年金保険の届出及び保険料の控除及び納付については、資料が残っていないため不明。」との回答を得た。

申立期間④については、D社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得状況について確認できる供述等を得ることができなかった。

また、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「申立期間当時の届出については行っていない。保険料の納付については不明。当時の労働者名簿に申立人の氏名は無い。」との回答を得た。

さらに、申立期間④のD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。しかし、私の年金手帳では、はじめて被保険者になった日が昭和 19 年 6 月 1 日からとなっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している年金手帳の「はじめて厚生年金保険の被保険者となった日」は、昭和 19 年 6 月 1 日と記載されている。

また、A社の厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 19 年 6 月 1 日であることが確認できる。

しかし、上記台帳及び名簿における申立人の氏名欄には、厚生年金保険法（昭和 19 年 2 月 16 日法律第 21 号）が昭和 19 年 6 月 1 日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことに伴い、新たに被保険者となったことを表す「改」表示が確認できる。

以上の事情を踏まえると、申立人のA社における業務内容は労働者年金保険法の適用を受ける肉体労働者であった可能性は否定できないものの、同社は厚生年金保険法施行日である昭和 19 年 6 月 1 日に資格取得の手続を行ったと考えるのが自然である。

なお、この法改正に伴う厚生年金保険料の徴収は、厚生年金保険法附則第 1 条及び第 3 条の規定により、昭和 19 年 10 月 1 日から開始されており、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間は、同法の適用準備期間であり、厚

生年金保険の被保険者期間として算入されない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したが、「昭和50年代以前の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1331 (事案 485 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年ごろから 41 年ごろまで
② 昭和 42 年ごろから 47 年ごろまで

私は、A社に昭和 35 年ごろから 41 年ごろまで工事現場で運転手として勤めていた。その後、B社に 42 年ごろから 47 年ごろまで工事現場でダンプの運転手として勤めていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、同僚の供述から申立人がA社に勤務していたことがうかがえるものの、i) 申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について同社に照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) 申立期間①に同社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、そのうち二人から「昭和 30 年代は当該事業所に入社及び退社する者が多く、当該事業所の厚生年金保険等の事務手続もずさんなところがあった。厚生年金保険に加入させるか否かは、現場の所長の判断で行っていたと思う。」との回答があったことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえること、iii) 申立期間①について、社会保険事務所(当時)が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難いこと等を理由として、申立期間②に係る申立てについては、i) B社は昭和 55 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査で

も当時の役員等関係者は既に他界しているため、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつたこと、ii) 同社において申立期間②に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつたこと、iii) 申立期間②について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同社が厚生年金保険の適用事業所となつた42年6月1日以降に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①について、今回、A社において当時現場の総務事務をしていた同僚に照会したところ、「現場雇いの者についての給料計算は現場の総務が行っていた。現場は工事が2、3か月と短いので、厚生年金保険には加入できなかつた。私も現場雇いの時の記録は無い。」との回答があつたことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかつた状況が改めてうかがえる。

また、A社に照会したところ、「C郡の工事現場は出張所として確認できず、仮設の事務所であつたと思われる。仮設の事務所は、工事が終われば解体するので、そこで厚生年金保険に加入させるとは思えない。」との回答があつた。

申立期間②について、今回、B社において厚生年金保険被保険者であつた複数の同僚の供述が得られたことから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時、申立人を記憶している現場の責任者であつた同僚は、「当時、会社は資金繰りが苦しく、社会保険のことはいい加減だつた。私は10年以上も勤務したのに、7か月しか記録が無い。健康保険も加入しておらず、従業員が病気やけがをすると、社長が病院に連れて行き医療費を払っていた。」と供述している。

したがって、申立人は、新たな資料等を提出することなく、「申立期間は間違いなく勤務していたため、厚生年金保険の被保険者であつたことを認めてほしい。」との主張をしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1332 (事案 360 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月ごろから 36 年 4 月 21 日まで
② 昭和 44 年 8 月 9 日から同年 8 月 19 日まで

申立期間①について、A社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いとの回答であった。当時の上司や同僚、総務資料を再度調査願いたい。

申立期間②について、空白期間も無く、B社からC社（現在は、D社）に勤務したが、年金記録では10日間の空白期間がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、前回、申立人は申立期間①にA社で臨時工として勤務していたと供述しているところ、i) 申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除及び健康保険の被保険者資格の取得状況について同事業所に照会した結果、「申立人に係る資料は残っていない。また、当時、臨時工や季節労働者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」との回答があったこと、申立人が記憶している同僚の連絡先は不明であるため、当該同僚には照会することはできなかったが、申立期間①に同社に在籍していた他の同僚に照会したところ、複数の同僚が「当時臨時工は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所においては、通常臨時工については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったものと考えられること、ii) 申立期間①について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、A社における同僚の新たな供述が得られたこと、及びD社から提出された従業員名簿の履歴から、申立人がA社において、申立期間①を含む昭和34年4月から36年6月まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚に照会したものの、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①当時、A社で勤務していた同僚の一人は、「私は臨時工で入社して2年で本採用になったが、厚生年金保険は本採用になってから加入した。」と回答があり、当該事業所において、臨時工については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことが改めてうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、D社から提出された従業員名簿から、申立人は昭和44年8月19日に入社していることが確認できる上、E企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員払出簿によると、申立人は厚生年金基金に同日に加入していることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

また、C社において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録は無い上、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

申立期間について、私が保管している給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額に差があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 7 年 1 月から同年 9 月までの期間について、申立人が保管する A 社の給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 5,675 円）に見合う標準報酬月額（19 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）よりも高額であるものの、給与支給明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 6 年 9 月から同年 12 月までの期間については、申立人は、当該期間の給与支給明細書を保管しておらず、A 社も申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1334 (事案 981 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月6日から25年5月1日まで
② 昭和26年5月11日から31年2月7日まで

申立期間については、前回、年金記録の訂正は必要ない旨の通知を受けた。しかし、船員保険の加入記録が昭和25年5月1日から26年5月11日までの期間しかないのが納得できない。当時、同じ船に乗っていた父や兄も同じ記録となっているとのことであるが、父や兄は途中で他の船に移っているのに、同じ記録ということはおかしい。申立期間について、船員保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、船舶所有者名簿によりA丸は昭和25年5月1日に船員保険の適用事業所となり、26年5月11日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①及び②においては船員保険の適用事業所ではないこと、同船の船員保険被保険者名簿に記載されている同僚二人も申立人と同じ記録となっていること、船舶所有者に照会を試みたものの連絡先が不明であるため申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年4月1日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料、事情の提示はないが、納得できないので確認してほしいと主張しているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1335

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 6 日から 43 年 4 月 21 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間は脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 4 月 21 日の前後 3 年程度の期間内に資格喪失した者 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、12 人（申立人を除く。）に脱退手当金の支給記録があり、そのうち 11 人が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、8 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、B社に照会したところ、「当時の資料が無いため脱退手当金に係る情報提供はできない。」と回答しているが、上記脱退手当金支給記録のある同僚のうち二人が退職時に脱退手当金を受領した旨供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 11 月 15 日に支給決定されているなど、

一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1336 (事案 44 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月ごろから27年9月ごろまで

前回、A社で調べてもらっているが何十年も前で書類は無く、在籍証明書があっても認められなかった。私としては事務上の誤りにより記録が抜けたと思うが、前回の調査結果に納得しかねる。再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社の事業主の親族が記載した在職証明書、当時の写真及び写真に写っている職員の厚生年金保険の記録から、申立人が同事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できないこと、ii) 事業主の親族は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立期間に自分は中学生であったため、厚生年金保険の加入状況について明確には承知していたわけではないものの、適用していない者が多かった。」としていること、iii) 写真に写っている同僚7人のうち、6人は社会保険事務所(当時)の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名があるものの、申立人と他1名については、同名簿に氏名が見当たらない上、健康保険整理番号の欠番も確認できないこと、iv) 申立人が就職するより前から同事業所に勤めている同僚は、社会保険事務所の記録によると昭和27年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当時、同事業所においては、勤務してすぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況が確認できること等を理由として既に当委員会の決定に基づく平成20年4月22日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料等を提出することなく、「再度調査の上、申立

期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。」との主張を
しており、申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者である同僚を調査
したものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、そ
のほかにも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことか
ら、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料
を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。